

火、奥尻空港等5箇所で夜間着陸用灯火等の新設及び改良を行う。

(ウ) 通信施設の整備

航空交通情報システム

航空機の運航に必要な多種多様の情報を伝達・処理するための航空交通情報システムについて、国内航空交通情報処理中継システム(DTAX)、国際航空交通情報中継システム(AFTAX)等の性能向上を行う。

(2) 空港の整備

成田国際空港の整備及び東京国際空港の沖合展開の推進を図るとともに、関西国際空港の二期事業、東京国際空港再拡張及び首都圏第3空港調査を進めていくほか、一般空港等については、滑走路の延長等は継続事業を着実に推進するとともに新規事業として新石垣空港の整備に着手するほか、既存空港の機能の保持等を行う。

成田国際空港については、本来計画の2,500メートルの平行滑走路の早期整備、第1旅客ターミナルビルの改修等空港施設の能力増強を推進する。

東京国際空港の沖合展開事業については、第2旅客ターミナル南側部のエプロン整備の拡張事業を平成18年度目途に整備を推進する。

また、同空港に4本目の新たな滑走路等を整備する再拡張事業については、平成21年末の完成及び国際定期便の就航に向けて、新設滑走路等の設計及び工事、環境影響評価等を実施する。

関西国際空港の二期事業については、施設整備を2本目の滑走路の供用に必要不可欠なものに限定し、2007年の「限定供用」を図ることとし、平成17年度は、「限定供用」に必要な施設整備に着手する。

首都圏第3空港については、長期的な視点に立って、検討を行う。

一般空港等については、滑走路の延長等として、継続事業10空港の整備を行うとともに、新規事業として石垣空港の2,000メートル化に着手する。このほか、各空港において、空港機能を保持するための整備等を行う。

また、航空輸送サービスの質の向上を図り、観光立国の実現等に資するため、空港を核とした観光交流の促進、空港アクセス改善や空港運用の高度化等既存空港の機能の高度化及び空域・航空路の抜本的な再編をはじめとする運航効率の向上等を推進するための「航空サービス高度化推進事業」を行う。

(3) 空港施設の耐震性・津波対策の強化

既存施設の耐震補強を継続するとともに、最近の耐震技術の動向等を考慮しつつ、更に空港の耐震設計基準等の検討及び整備を進める。また海上空港等津波による影響を確認し必要な整備を行う。

2 航空交通管制に係る空域の整備

航空法を改正し、高高度の有視界飛行を禁止する空域、有視界飛行方式で飛行する航空機と他の航空機との間に必要に応じて管制間隔を設定する空域、並びに他の航空機等に係る航空情報の提供を受けて飛行する空域を導入し、空域の安全性を向上させる。

また、短縮垂直管制間隔の導入、航空路の段階的再編、広域航法の展開拡充を行い、空域容量の拡大についてさらなる検討を行う。

3 飛行検査の充実

航空保安施設等を良好な状態に維持するための飛行検査を実施する。また、次世代航空保安システム及び広域航法に対応した飛行検査体制の充実を図る。

第2節 航空機の安全な運航の確保

1 航空従事者の技量の充実等

定年退職者の増加により、今後も長期的には、航空運送事業における航空機操縦士の必要数の増加が見込まれるため、独立行政法人航空大学校におい

て、航空会社の主力となる操縦要員を育成し、その安定的な確保を図るとともに、航空運送事業者の行う自社養成についても、十分な指導を行い、操縦要員の質を確保する。

航空機乗組員の身体検査を行う国土交通大臣が指定する医師、医療機関等に対して、講習会等を通じ判定基準の統一的な運用を指導するとともに立入検査を行い、航空運送事業者に対して航空機乗組員の日常の健康管理を十分に行うよう指導する。また、航空従事者等に安全に関する情報を周知徹底するとともに、安全意識の高揚を図るよう航空運送事業者を指導する。

2 航空保安職員の教育の充実

平成17年度は岩沼研修センター（宮城県岩沼市）において、老朽化したターミナル・レーダー情報処理システム（ARTS）の研修機材の性能向上を行い、新型ARTSを導入し、研修効果の維持・向上を図る。

3 航空運送事業者等に対する指導・監督の実施，航空安全確保体制の強化による需給調整規制廃止後の安全確保の推進

航空運送事業者等の運航・整備体制の審査を充実するため、その審査体制の強化を図る。新規参入の航空運送事業者に対しては、安全監査等を重点的に行うこと等により、その運航の安全の確保に万全を期する。

4 大型航空機の安全確保に関する対策の強化

近年の航空機のハイテク化に伴うヒューマンファクター問題、衛星を利用した新たな運航方式等に適切に対応するために必要な対策を推進するとともに、大型航空機を運航する航空運送事業者に、法令及び関係規程の遵守、教育訓練の徹底、安全運航に資する装置の装備について周知徹底を図る。

5 小型航空機等の事故防止に関する指導等の強化

小型航空機の事故を防止するため、法令及び関係規程の遵守、小型航空機の運航者に対する教育訓練の徹底、的確な気象状況の把握等について指導を強化するとともに、小型航空機の運航者が安全運航のために留意すべき事項について周知徹底を図る。また、小型航空機を運航することの多い自家用操縦士

に対しては、操縦士団体等が開催する安全講習会への参加を呼びかけるとともに、講師の派遣等安全講習会への積極的な支援を行い、近年普及してきたレジャー航空については、関係団体を通じ事故防止の指導を行う。

6 外国航空機の安全の確保

我が国に乗り入れている外国航空機に対する立入検査（ランプ・インスペクション）を実施し、外国航空機の安全性を確認するとともに、問題点が発見された場合には、当該航空機の所属する外国政府に通知する等所要の措置をとる。

7 航空機の運航安全システムの充実

航空機の運航回数の増加に対応して一層の安全を図るため、国際民間航空機関（ICAO）に定める標準の改正の動向等を踏まえて航空機の運航の安全を確保するために必要な基準や装備について検討する。また、事故の未然防止を図るためのシステムについて、普及を図る。

8 危険物輸送の安全基準の整備

危険物の輸送量の増加及び輸送物質の多様化に対応すべく、ICAO及び国際原子力機関（IAEA）における危険物輸送に関する安全基準の整備強化についての検討に積極的に参画する。

また、航空運送事業者等については、危険物輸送従事者に対する社内教育訓練の徹底を指導する。

9 航空事故原因究明体制の強化等

航空事故及び航空事故の兆候（重大インシデント）の原因究明の調査を迅速かつ適確に行い、事故の防止に寄与するため、調査要員の研修の充実を図るとともに、各種調査用機器の整備の推進に努める。

また、重大インシデント以外の安全運航に影響を及ぼすおそれがあった事態に関しても情報を収集・分析し、安全施策への反映に努める。

10 航空交通に関する気象情報等の充実

(1) 気象情報等の充実

航空交通に影響を及ぼす自然現象を的確に把握し、飛行場予報・警報、空域を対象とする気象情報、航空路火山灰情報等の航空気象情報の適時・適切な発表及び関係機関への迅速な伝達に努めるとともに、情報の提供体制の充実を図る。

(2) 運航情報等の充実

運航情報、空港情報（使用滑走路、進入方式、気象情報等）、飛行中の航空機から報告があった情報等を体系的に整理・蓄積したデータベース等を利用して、運航者及び関係機関に対して航空機の運航に

必要な情報を提供する。

11 スカイレジャーに係る安全対策の推進

超軽量動力機、パラグライダー、スカイダイビング、滑空機、熱気球等のスカイレジャーの愛好者が今後も更に増加することが予想されるため、(財)日本航空協会、関係スポーツ団体等を通じた安全教育の充実、航空安全に係る情報公開、「スカイ・レジャー・ジャパン」等のイベントの機会等を活用して、スカイレジャーに係る安全対策の充実・強化を図る。

第3節 航空機の安全性の確保

1 航空機、装備品等の安全性を確保するための技術基準等の整備

航空機の安全性の向上を図るため、航空機の運航により蓄積された経験、新しい技術の開発動向等を踏まえ、必要な技術基準の整備を進める。このため、国際民間航空機関（ICAO）に定める標準等における国際的な基準策定作業に積極的に参画して我が国の立場からの意見をICAOに定める標準に反映させるとともに、諸外国における技術開発状況の把握に努める。

2 航空機の安全性に係る情報の収集、処理体制の充実等

航空機の安全性に関する情報収集の強化、迅速化を図るとともに、国際会議への参加等を通じて外国の耐空性管理当局とも情報交換を緊密に行う。

また、引き続き航空安全に関する技術基準等についてホームページ上での情報公開の一層の充実を図る。

3 航空機の検査体制の充実

航空機検査官の質的向上を図るため、研修を実施するとともに、必要に応じ研修内容の見直しを行う。

また、YS-11以来40年ぶりとなる国産旅客機開発

の計画に適切に対応するために、その審査を担当する航空機技術審査センターの増員及び審査能力の向上等、質・量両面での審査体制の充実を図る。

4 航空機の整備審査体制の充実

航空運送事業者の新規参入、整備管理の委託等による航空運送事業者の整備体制の多様化へ対応し審査の充実を図るため、整備審査官に対する研修の充実によりその質的向上を図るとともに、安全監査等に係る実施要領の見直し等を行う。

5 航空機の経年化対策の強化

経年航空機について、航空機製造者・運航者等の不具合事例や諸外国の事例を踏まえ、その対策に関する情報を収集し、必要な措置を講じる。